

令和3年第7回

置戸町議会定例会会議録

令和3年12月15日開会

令和3年12月16日閉会

置戸町議会

令和3年第7回置戸町議会定例会（第1号）

令和3年12月15日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 認定第 1号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定に
ついて
〔決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託〕
- 日程第 5 認定第 2号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和2年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託〕
- 日程第 6 認定第 3号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
〔決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託〕
- 日程第 7 認定第 4号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和2年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託〕
- 日程第 8 認定第 5号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
〔決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託〕
- 日程第 9 認定第 6号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和2年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託〕
- 日程第 10 認定第 7号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託〕
- 日程第 11 承認第 6号 専決処分の承認について
- 日程第 12 議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例

- 日程第 14 議案第 53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 17 議案第 56号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 18 議案第 57号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 19 議案第 58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 20 議案第 59号 財産の取得について
- 日程第 21 報告第 9号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第 22 報告第 10号 行政監査の結果報告について
- 日程第 23 報告第 11号 定期監査の結果報告について
- 日程第 24 報告第 12号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 認定第 1号 [決算審査特別委員会報告]
令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託]
- 日程第 5 認定第 2号 [決算審査特別委員会報告]
令和2年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託]
- 日程第 6 認定第 3号 [決算審査特別委員会報告]
令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託]
- 日程第 7 認定第 4号 [決算審査特別委員会報告]
令和2年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託]
- 日程第 8 認定第 5号 [決算審査特別委員会報告]
令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
[決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託]
- 日程第 9 認定第 6号 [決算審査特別委員会報告]
令和2年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

〔決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託〕

- 日程第10 認定第7号 〔決算審査特別委員会報告〕
令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
〔決算審査特別委員会・令和3年第5回定例会付託〕
- 日程第11 承認第6号 専決処分の承認について
- 日程第12 議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第56号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第57号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第59号 財産の取得について
- 日程第21 報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第22 報告第10号 行政監査の結果報告について
- 日程第23 報告第11号 定期監査の結果報告について
- 日程第24 報告第12号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（8名）

1番	石井伸二	議員	2番	小林満	議員
3番	阿部光久	議員	4番	佐藤勇治	議員
5番	澁谷恒壹	議員	6番	高谷勲	議員
7番	嘉藤均	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	岡部信一	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	福手一久
産業振興課長	五十嵐勝昭	施設整備課長	名和祐一
地域福祉センター所長	石森実	総務課総務係長	鈴木良知

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
-----	-----	--------	------

社会教育課長 須 貝 智 晴
図書館長 遠 藤 薫

森林工芸館長 小 野 寺 孝 弘

〈農業委員会部局〉

事務局長 田 中 耕 太

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴 木 伸 哉 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 今 西 美 紀 子
臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係長 藤 吉 勇 太

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和3年第7回置戸町議会定例会を開会します。

なお、本定例会から議会のネット録画、配信事業を実施する関係で、議場内において録画配信業務を行う委託業者による撮影を許可しておりますことをご報告いたします。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって2番 小林満議員及び3番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第51号から議案第59号。
- ・ 承認第6号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第9号から報告第12号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・ 決算審査特別委員会審査報告書。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりですが、本日、渡邊町民生活課長及び菅原財政係長は、他用務のため欠席となります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 2番 小林満議員。

○2番 小林議員〔登壇〕 去る、令和3年10月12日招集の第2回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を10月12日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、1件であります。

認定第1号「令和2年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出決算について」は、令和2年度の主要施策の成果として、消防署常呂支署配備の水槽付消防ポンプ自動車、留辺蘂消防団温根湯分団の水槽

付消防ポンプ自動車及び訓子府支署配備の指揮広報車を更新整備したほか、防火水槽1基を端野自治区に、消火栓2基を北見自治区に整備されました。これらの事業につきましては、緊急防災減災事業債や過疎債等の有利な起債を財源としております。

以上、辻管理者及び山田消防長より提案理由の説明がなされました。その後、通告にあった余湖龍三議員より「コロナ禍における消防団の訓練などの取組みについて」、中崎孝俊議員より「消防団詰所のサイレン吹鳴装置の活用について」の一般質問の2件があり、消防長からの答弁後、認定第1号に対する質疑、討論を行い原案のとおり可決されました。

なお、審議の内容については、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和3年12月15日、報告者、小林満。

○岩藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月17日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○岩藤議長 日程第3 町長から行政報告の申出がありますので発言を許可します。

町長。

○深川町長〔登壇〕 おはようございます。行政報告1件をさせていただきますと思います。

一般社団法人勝山温泉ゆうゆの送迎車両事故について行政報告を申し上げます。

当該事故は、11月12日、金曜日、14時5分頃、国道242号線、置戸陸別間、置戸浄水場から陸別町側に約500メートルほど先の白髪橋付近で発生いたしました。

勝山温泉ゆうゆでは、無料送迎ワゴン車を陸別運行便として毎週金曜日に定期運行しておりましたが、当日も勝山温泉ゆうゆ臨時職員の運転手が13時40分頃、乗員4名を乗せ陸別町を出発し、釧北峠を降り当該区間に差し掛かったところ、ハンドル操作を誤り、進行方向向かい、右手のガードレールに衝突させたものであります。事故発生後、運転手より勝山温泉ゆうゆに事故発生連絡があり、直ちに北見地区消防組合に緊急通報を行い、複数の負傷者の発生事故であることから、置戸及び訓子府支署より、それぞれ救急車両が出動し、また、置戸、勝山駐在所も緊急出動し、被害者の救助活動が行われたところであります。

人身被害の状況ではありますが、1名は頸部損傷及び眉間付近からの出血等により北見赤十字病院へ搬送、2名は自力歩行ができるものの、打撲等の症状から北見市の小林病院へ搬送されております。

他の1名につきましては、外傷や打撲症状がないことから、現場検証後、ご自宅にお送りさせていただいております。運転手につきましても怪我はありませんでした。

病院搬送された3名の回復の状況でございますが、11月16日までに全員が退院し、現在は1名の方が定期的に通院加療をされている状況であります。

事故後、日を改めまして、一般社団法人勝山温泉ゆうゆ理事長がご自宅を訪問し、本人並びにご家族の皆様に対しまして、お詫び、お見舞いを申し上げます。町といたしましても、事故に見舞われました皆様には、心からお詫びを申し上げ、お見舞い申し上げますところでございます。

事故車両につきましては、損傷が激しいことから、年末年始の営業に支障が出ないように、社団が加入しております当該車両保険の給付の範囲以内で中古車によるワゴン車両の更新を進めております。また、運転の職員は、被害者からの不服申し立てもなく、道路交通法上の行政処分はありません。現在、社団では、陸別への定期運行は見合わせ、当該運転手の業務従事を控えております。

町から指定管理を受けて温泉運営をしている一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆは、緊急事態宣言解除後、トレーラーハウスの営業開始や入浴料の割引サービス等により経営回復に向け、社員並びに役職員は全力で努力しており、その最中での事故の発生でありました。今回の事故を教訓に、勝山温泉ゆうゆ、従業員への交通安全対策の徹底はもちろん、信頼回復やサービスの向上に一層の努力を図っていただき、置戸町民の財産である勝山温泉ゆうゆのさらなる発展、活躍を願い、町といたしましても引き続き社団との連携を十分に取って経営支援を図ってまいりたいと考えております。

以上、勝山温泉ゆうゆの車両事故に関しまして行政報告とさせていただきます。

○岩藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 認定第 1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出
決算の認定についてから

◎日程第10 認定第 7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳
入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第4 認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10 認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案は、令和3年第5回置戸町議会定例会に提案され、置戸町議会会議規則第38条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査のものであります。

委員長の報告を求めます。

4番 佐藤勇治決算審査特別委員会委員長。

○4番 佐藤決算審査特別委員会委員長〔登壇〕 決算審査についてご報告申し上げます。

令和3年9月15日、第5回町議会定例会におきまして付託を受けた認定第1号 令和2年度置

戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件の審査結果を報告します。

決算審査特別委員会は、9月15日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を行いました。

審査のため特別委員会は、11月8日から12日までのうち4日間開催し、予算執行に関わる各関係書類、諸帳簿等进行检查し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置き、詳細かつ慎重に審査を行い、さらに関係課長の出席を求めて疑問点などのヒヤリングを行いました。審査及び質疑の詳細の内容については省略しますが、いずれも認定すべきものと全員一致で決定いたしました。

それでは、決算審査特別委員会の審査意見を口頭で申し上げます。

2019年、令和元年12月に中国で初めて報告された新型コロナウイルスは世界中に蔓延し、国際的にも国内的にもその感染予防対策と経済対策に多大な費用と労力を要しました。

本町におきましても大型イベントや大人数の会議は中止に追い込まれるなか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、概ね3億4,000万円交付され、予防対策と経済対策にあたりました。一方、主要ハード事業では、こどもセンター増築工事、橋梁長寿命化修繕工事、町営住宅及び特定優良賃貸住宅外壁等修繕工事など大型工事が執行されました。令和2年度一般会計の歳出決算では48億2,845万円で、前年度比4億1,768万円の増額となりました。実質収支においては1億6,893万円の黒字となり、実質公債費率は6.9%と前年度より0.5%減少し決算となっております。

まず、成果と評価についてであります。成果としては一般会計の町税現年度分の徴収率が99.49%と徴収率の向上の努力が認められます。また、国保会計の国保税の現年度分においても99.20%と前年度を上回りました。今後においては、滞納繰越分と後年度の徴収率向上にさらなる努力を期待したい。

次に、釧北牧場の経営収支については、町外からの乳牛の預託が大幅に増加したことにより、支出1,300万円に対し、収入は2,000万円と700万円の黒字を確保したことは、財政的にも大いに寄与したものと評価したい。

次に、特定健康診断の実施率については、北海道の平均実施率を上回り、オホーツク管内でも上位に位置し、町民の健康維持と疾病に対し、早期発見早期治療に寄与しているものとして評価したい。

次に、園児の増加に伴い、ここ数年来の課題であった、こどもセンターどんぐりの増築は、園児の保育環境と職員の職場環境の改善に寄与するとともに、入園児の増加にも寄与されたことは評価されます。

次に、指摘意見としては、一般会計歳出決算において、予算科目節区分において500万円を超える多額の不用額を生じているところが数か所見受けられました。特に、老人福祉費の委託料1,300万円を超える不用額は、適正さを欠き予算管理に十分に配慮願いたい。また、関連する老人ホーム委託料は年々高騰し、おおよそ8,300万円を超え、今後においては、内容を精査し経費の縮減や老人ホームの入居率の向上を図るなど、委託先との綿密な連携により委託料の縮減に努められたい。

次に、町有林の経営については、有効な施業方法を検討し、林齢を超えた立木処分の適正化を図るとともに、財産の価値を高め一般会計の財源に寄与するよう意を用いることに努められたい。

次に、道路パトロールの業務委託については、事業協同組合の基幹職員の年齢も高く、人材の育成と今後の方向性を早急に検討する必要がある。

次に、簡易水道事業における有収率は全国平均を大幅に下回っており、その要因となる漏水を集中的に調査し、有収率向上につなげることが喫緊の課題であり、重点的に取り組むことが求められている。

最後に、各課とも事務報告書の登載項目について、前年度前例主義にとらわれることなく、後年度記録とすべき事務事業については、漏れることのないよう、また当該年度の町政執行の貴重な資料となることを勘案し、内容の検討と充実を図られるよう意を用いていただきたい。

むすびに本町の現状を認識し、選択と集中により明確に、その施策の重点化を図るとともに、今後とも町民の信頼と付託に応えられていかれるよう期待し、決算審査特別委員会委員長の報告といたします。以上。

○岩藤議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第2号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第3号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第4号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第5号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第6号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次に移ります。

認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号
令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括して採決します。

認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は、お手元に配付の審査報告書の通り、い
ずれも認定とするものです。

認定第1号から認定第7号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに賛成の議
員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7
号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、い
ずれも認定することに決定しました。

◎日程第11 承認第6号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第11 承認第6号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、承認第6号 専決処分の承認につきましては、議案
説明は、地域福祉センター所長より行います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 承認第6号について説明いたします。

専決処分の承認について。

令和3年度置戸町一般会計補正予算(第5号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、
地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和3年12月1日別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決処分書の書面となっております。

次のページをご覧ください。

令和3年度置戸町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

令和3年度置戸町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,649万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,965万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これで、承認第6号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

承認第6号 専決処分の承認について。

令和3年度置戸町一般会計補正予算（第5号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第5号）、4ページ、5ページ、下段、歳出から進めます。

3. 歳出。3款民生費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 今、課長から随時説明がありましたけども、10万円一括、年内に支給したいというお話でありましたけども、報道によってはですね、18歳未満全員にやる市町村もあるというようなお話をお聞きしましたけども、置戸町的にはその辺はいかがなんでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今のところ、まだ報道でしか聞いてはございませんが、担当大臣の方から認めるとの判断がございました。ただ、補助金としましては、あくまでも所得制限をかけたなかでの補助金対応ということでございますので、今のところ置戸町としましては、国の制度に則ったまま進めさせていただきたいと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 確かに、今、課長の言うとおりにかもしれませんが、全道でも7市町村ぐらいがそういうことを考えて実施するというようなことを言っておりますので、方向これから変わらないのかもしれませんが、十分その辺は鑑みてやっていただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 今、嘉藤議員からもありましたけども、いわゆる所得制限の対象になって給付を受けられない対象者というのは、置戸町においてはどの程度おられるのか。もし分かっておられたら教えていただきたいんですけども。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 置戸町で押さえられる数字と言いますと、児童手当を支給されている方で、今回、本則給付の方しか当たりませんので、それ以外の特例給付を受けている方に対象になってくると思うんですが、その場合ですね、29名の方が当たらないという形になってございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 今の関連なんですけど、今日のあの道新なんかを見てますと、各町村でまちまちな対応ですけども、所得制限受けている人はですね、今言ったように、29名いるということでございますが、そうすると、行政から見れば不公平感じるんでないかっていう気はするんですけど、その29人に対して町は、独自の施策をやる気はないのかどうか町長にお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 ただいま国会で審議中の補正予算案の内容に関連しますので、状況を見ながらということで担当課長も含みを残しておりますが、今の段階では道新の報道によりますと、全道のなかで7市町村がこの制限を廃止して独自支給をします。その状況も見ながらですが、今のところこの制度自体、児童手当の支給の方法に基づいて一定の制限を加えるという、これは国からの元々の法律に基づいてですね、本町では進んでいこうということで、昨日は内部打ち合わせを終わってますが、先程も申し上げましたように、この町村が増大していくような状況になればですね、また検討はしますが、基本的には所得制限は残したままいきたいと思っております。先ほど地域福祉センターが29名と言ったんですけども、これは複数児童がいる児童数の数でありますので世帯としては、またこの数よりも10数世帯だったと思うんですけども、それから高校生については、所得をまだ把握しておりません。児童手当の支給者のみしか把握しておりませんので、この数については、まだ不確定な要素ではあります。申し添えておきます。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 考え方は分かるんですけど、やっぱりあの当たってない方と当たってる方となれば、今全部で320人っていうんですけど、29人であれば本当の1割にも満たないというのが対象ですから、できればですね、もうちょっと考え方を広げて公平さを欠かないようなことをやっていただきたいなというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長 私の基本的な考え方は、この所得制限自体は児童手当の所得制限でありましたので、それでいけば児童手当も全員に出すべきだという議論に戻りますので、今のところ、多くの市町村がこの制限を撤廃してですね、やるということになれば、うちだけやらないということにはならないと思っておりますが、この財源については、持ち出しということがきっと基本になると思っております。これについては、やっぱり慎重に考えていかなければなりませんし、そうすれば先ほど申し上げましたように、いろいろな所得制限で子どもに限らずですね、いろいろな施策がなされている現状からいうと、簡単に支給す

るということの判断にはならないかと思えます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 いろんな考え方あるというふうに思うんですが、あくまでもコロナ禍における生活困窮というのが元にあるので、ある程度所得を確保されてる方は、この給付を受けなくても生活に困窮するとかそういう事態ではないと。これから新たにね、コロナにおいていろんな状況がまた起きてくるような時に、前回の国民全員に10万円給付なんていうこともありましたが、そういうときに備えておいた方がいいというふうに思います。そういう意味で提案の考え方は支持していきたいというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 先ほど、もしかすると年内に10万円一括給付をしたいと。なんて言いますか、ここでまずなんて言いますかね、専決処分で補正を組むわけですよ。さらに今度5万円をこうやって年内に給付するという事は、また専決処分をして次の5万円分のやつを専決処分をして、なんて言うのかな、2段階方式と言うか、そういうような給付を考えているのか。

また、次の専決処分の補正を行って、さらに1回目の今回の専決処分と次の専決処分の補正によって、1回で10万円を給付する考えなのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 今、国の方から一両日中にQ&Aを出すというお話がありましたが、今のところまだ当町には届いてございません。そういった状況を含めまして、いろいろと検討させていただきたいと思えます。そのなかで10万円給付を一括で行いたいという形でお話をさせていただきましたので、今回の補正、今回の専決処分につきましては、先行給付の5万円分でございますので、これにもう1回、専決処分をさせていただいて5万円を追加して出す形を今検討をさせていただこうというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 今の質問で関連するんですけど、確認なんですけどね、要するに10万円支給、年内に支給をすればですね、単純に対象者は変わらないんですけど、要するに、事務費は今回の事務費で賄えると。要は、不足するのは給付金ですよ。あと5万円足りないわけだから、その部分については専決処分して、要するに、このなんて言うのかな、事務的な経費については重ならないように、二重負担にならないように一括して、できるだけ負担を減らすために従来の今回の補正額に乗っかって、主に給付金だけを専決するという、そういう考え方でいいでしょうか。そういう確認なんですけど。

○岩藤議長 石森地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 基本的には、5万円の給付分を上乗せさせていただきたいというふうに思っております。ただ、変更する形になりますので、これまでもうすでに先行給付の5万円を通知をさせていただいておりますので、その分の変更のお手紙を出す形になるかもしれません。そうしたな

かでは、若干通信運搬費の方には上乘せされるかもしれませんが、今のところは、まずは給付金5万円の追加をお願いしたいというふうに考えてございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 また確認なんですけど、今、万が一10万円を一括給付した場合に、年度内の支給というのは、今の事務的な作業のなかで間に合うという考え方で、町としては間に合うという考え方で捉えてよろしいですか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 早急に検討してまいりたいと思っておりますが、今、今週中に何とか情報を得まして決定をして、何とか来週に事務手続きが進めば年内の28日に支給が可能というふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段、歳入へ進みます。

2. 歳入。10款地方交付税。14款国庫支出金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第6号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第6号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第12 議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の
指定についてから

◎日程第20 議案第59号 財産の取得についてまで
————— 9件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第12 議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定についてから日程第20 議案第59号 財産の取得についてまでの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました、議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定についての議案説明につきましては、総務課長が説明いたします。また、議案第59号、財産の取得につきましては、地域福祉センター所長より説明をいたします。なお、この間の議案につきましては、それぞれ副町長及び担当課長より議案の説明を申し上げます。

〈議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について〉

○岩藤議長 まず、議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、置戸町老人福祉施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。
 - (1) 名称、置戸町養護老人ホーム。
所在地、置戸町字拓殖51番地の5。
 - (2) 名称、置戸町特定施設入居者生活介護事業所。
所在地、置戸町字拓殖51番地の5。
 - (3) 名称、置戸町特別養護老人ホーム。
所在地、置戸町字拓殖51番地の13。
 - (4) 名称、短期入所生活介護事業所。
所在地、置戸町字拓殖51番地の13。
2. 指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。
名称、社会福祉法人置戸町社会福祉協議会。
主たる事務所の所在地、常呂郡置戸町字置戸246番地の3。
代表者の氏名、会長奥山忠明。
3. 指定期間。
令和4年4月1日から令和14年3月31日まで。

今回の指定管理者の指定につきましては、置戸町養護老人ホーム、置戸町特定施設入居者生活介護事業所、置戸町特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業所の管理運営を置戸町社会福祉協議会に指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の選定にあたりましては、置戸町公の施設に関わる指定管理者の指定手続に関する条例、施行規則に基づき、選定委員会を設置して、候補者から提出されました申請書の審査、面接を行い、審査基準に基づき、総合評価方式により確定したものであります。

なお、選定委員は、副町長を選定委員長として、管理職7名、委員会は3回開催をしております。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

〈議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例。

置戸町表彰条例（昭和41年条例第8号）の一部を次のように改正する。

今回の改正ですが、本年度より、ふるさと納税に対する返礼品の提供が始まりましたが、置戸町に住所を置く町民が寄附を行った場合、ふるさと納税の制度上、返礼品を提供出来ないルールとなっております。現行の表彰条例では、公益のため30万以上の金品を寄附した個人には、善行表彰を行うこととなっており、30万円以上の寄附があった場合、返礼品を受けた者とそうでない者が同じ表彰を受けることとなることから、ふるさと納税の趣旨や表彰の目的にそぐわないと判断したため、返礼品を受けた者は、表彰対象から除外する規定を追加する一部改正を行うものでございます。

第5条第1項第2号中「(団体にあつては100万円以上とする。)」を「(ふるさと納税による寄附で返礼品を受けた者を除く。)及び100万円以上の金品を寄附した団体」に改めるものでございます。

なお、12月7日開催の表彰審議会においても、本改正の取り扱いについてご議論いただき、適性とのご意見をいただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号説明資料、置戸町表彰条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後ほどご参照願います。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

〈議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

副町長。

○葦島副町長 議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、全ての世代で広く支えていく社会保障制度を構築するための保険制度の見直し等、関係政令等の改正により規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明をいたしますので、議案第53号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、左側が改正案となります。

改正の趣旨につきましては、先ほど説明をいたしました。国民健康保険税の未就学児に係る被保険者、均等割額を減額するもので、減額する額は、被保険者の均等割額に10分の5を乗じて得た額とするもの及び法改正に伴い、字句を改正するものでございます。

1 ページ目をご覧ください。第3条から第5条の2までの規定は、法改正に伴う規定の整備による見出しの文言の改正となります。

次のページをお開きください。第5条の2、第1号から第13条までの規定は、法改正及び本条例改正に伴う文言の改正となります。

3 ページをご覧ください。第23条の規定は、国民健康保険税の減額の規定で、第1項第1号から、7 ページ、第3号までの規定は、法改正に伴う字句の改正となります。

8 ページをご覧ください。第2項は新設する項で、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児）がいる場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額について、それぞれ第1号及び第2号に記載の額を減額する規定となります。

議案第53号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を合わせてご覧ください。A4の資料となります。表をご覧ください。

第1号、基礎課税額、均等割額ですが、第1号、アの規定は7割軽減の規定で、8,310円の10分の5の4,155円に。イの規定は5割軽減の規定で、1万3,850円の10分の5の6,925円に。ウの規定は2割軽減の規定で、2万2,160円の10分の5の1万1,080円に。エの規定は軽減なしの被保険者で、2万7,700円の10分の5の1万3,850円に改正となります。

第2号、後期高齢者支援金等課税額、均等割額ですが、第2号、アの規定は7割軽減の規定で、2,580円の10分の5の1,290円に。イの規定は5割軽減の規定で、4,300円の10分の5の2,150円に。ウの規定は2割軽減の規定で、6,880円の10分の5の3,440円に。エの規定は軽減なしの被保険者で、8,600円の10分の5の4,300円に改正となります。

新旧対照表にお戻り願います。新旧対照表の10ページから20ページまでの規定は、法改正に伴う字句の改正となります。

本議案にお戻り願います。1ページめくっていただきまして、

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例（前条ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

〈議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

副町長。

○葦島副町長 それでは、議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

本条例の改正内容につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の改正が令和3年8月に公布され、産科医療補償制度の掛金が見直されることに伴い、出産育児一時金等の支給額が見直されたことから、関係する規定を整備するものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、議案第54号説明資料、置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右側が現行、左側が改正案となります。

第7条第1項の改正は、（出産育児一時金）の規定で、現在、被保険者が出産した場合、出産育児一時金として条例に定める40万4,000円と、置戸町国民健康保険条例施行規則に定める産科医療補償制度の掛金1万6,000円を合わせた、42万円を支給しております。今回、産科医療補償制度掛金が1万6,000円から1万2,000円に4,000円引き下げられましたが、少子化対策の重要性に鑑み、支給総額については、42万円を維持するとされたところでございます。この見直しを踏まえ、置戸町国民健康保険条例による出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に4,000円増額し改正をするものでございます。

本議案にお戻り願います。

附 則

（施行期日）

第1項 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2項 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上で、議案第54号の説明を終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩 10時38分

再開 10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第6号）〉

○岩藤議長 次に、議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第6号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第55号について説明をいたします。

議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度置戸町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,112万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,077万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、後程、別冊の令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）により説明をいたします。

第2条 債務負担行為の補正についてご説明いたしますので、本議案の4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正の説明をいたします。

今回の債務負担行為の補正は、北見市外2町一般廃棄物最終処理場運営事業費負担金につきまして、覚書に基づき処理委託料が変更となったことに伴い、令和3年度から令和17年度までの限度額を376万2,000円として債務負担行為を追加するものです。

事業の詳細は、後程、歳出予算で説明をいたします。

次の、気象災害対策資金につきましては、本年6月以降の高温少雨により被害を受けました農業者が資金を借入れた場合に発生する、利子額に相当する額を補給金として交付するもので、新たに、令和4年度から令和13年度までの限度額を19万6,000円として債務負担行為を追加するものです。

次の新規就農支援リース事業につきましては、平成30年度から令和4年度まで5年間の債務負担行為を設定をしておりましたが、この間、リース物件等の移動が生じたため、新たに、令和3年度から令和4年度までの限度額を41万3,000円として債務負担行為を追加するものです。

引き続き、令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書により説明いたしますので、事項別明細書の最終ページ、29ページをお開きください。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書ですが、北見市外2町一般廃棄物最終処理場運営事業費負担金は、期間は令和3年度から17年度までの15年間とし、限度額は376万2,000円です。当該年度以降の支出予定額の欄、括弧内の27万6,000円は、令和3年度中の支出予定額となっております。財源は、一般財源となります。気象災害対策資金は、期間は令和4年度から13年度までの10年間とし、限度額は19万6,000円です。財源は、一般財源となります。新規就農支援リース事業は、期間は令和3年度から4年度までの2年間、限度額は41万3,000円です。本年度中の支出はございません。財源は、一般財源となります。引き続き、第1条、歳入歳出予算の補正について説明をいたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開き願います。歳出から説明をいたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）、別添のとおり）

〈議案第56号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第56号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。
副町長。

○葦島副町長 議案第56号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和3年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,315万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）により説明をいたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○岩藤議長 会議の途中ですが申し上げます。もうすぐ12時になりますが、引き続き会議を続けます。

〈議案第57号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 次に、議案第57号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。
地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第57号について説明をいたします。

令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,745万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明をいたしますので、別冊の令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 次に、議案第58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。
施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第58号について説明をいたします。

令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億363万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、後ほど別冊の令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）により説明いたします。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、2ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

後ほど歳出で説明いたしますが、特定環境保全公共下水道事業の追加による起債の補正であり、事業執行に伴い600万円を追加するものです。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）の4ページ、5ページをお開きください。下段の歳出から説明いたします。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第59号 財産の取得について〉

○岩藤議長 次に、議案第59号 財産の取得について。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第59号 財産の取得についてご説明をいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく財産を、次のとおり取得するものとする。

記。

- 1、品名及び数量、歯科診療台2台。
- 2、契約方法、見積もり合わせによります随意契約であります。
- 3、契約金額、金923万3,400円。
- 4、契約の相手方、旭川市7条通6丁目左9号

株式会社内田歯科材料店 代表取締役 山本浩史。

参考までに、見積もり合わせ結果についてお知らせをいたします。見積もり合わせ執行日は、11月22日で、見積り業者は、町外2社。見積もり回数は、1回で決定をしております。

今回の置戸歯科診療所、歯科診療台更新は、平成19年度に購入した2台に対し、老朽化に伴い更新をするものです。納入期限につきましては、令和4年3月29日としております。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、議案第51号から議案第59号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第21 報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告について

○岩藤議長 日程第21 報告第9号 財政的援助団体の監査結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第9号について申し上げます。

監査委員が令和3年10月25日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配付のとおり
の結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎日程第22 報告第10号 行政監査の結果報告について

○岩藤議長 日程第22 報告第10号 行政監査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第10号について申し上げます。

監査委員が令和3年10月25日、26日、行政監査を執行され、お手元に配付のとおり
の結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎日程第23 報告第11号 定期監査の結果報告について

○岩藤議長 日程第23 報告第11号 定期監査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第11号について申し上げます。

監査委員が令和3年11月22日に工事発注状況及び委託発注状況、現地監査を執行され、お手元
に配付のとおり
の結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎日程第24 報告第12号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第24 報告第12号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 報告第12号について申し上げます。

監査委員が令和3年8月31日、9月30日及び10月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日はこれで散会します。

散会 12時12分

令和3年第7回置戸町議会定例会（第2号）

令和3年12月16日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第56号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第57号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第59号 財産の取得について
- 日程第12 意見書案第11号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書
- 日程第13 意見書案第12号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第56号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第57号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第59号 財産の取得について
- 日程第12 意見書案第11号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求

める要望意見書

日程第13 意見書案第12号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書

○出席議員（8名）

1番	石井伸二	議員	2番	小林満	議員
3番	阿部光久	議員	4番	佐藤勇治	議員
5番	澁谷恒壹	議員	6番	高谷勲	議員
7番	嘉藤均	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	岡部信一	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	福手一久
産業振興課長	五十嵐勝昭	施設整備課長	名和祐一
地域福祉センター所長	石森実	総務課総務係長	鈴木良知

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	小野寺孝弘
図書館長	遠藤薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 田中耕太

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	今西美紀子	議事係長	藤吉勇太
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって4番 佐藤勇治議員及び5番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された事件は、次のとおりです。

・意見書案第11号及び意見書案第12号。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりですが、本日、渡邊町民生生活課長及び菅原財政係長は、他用務のため欠席となります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして町長に質問をいたしたいと思います。

まちづくり青写真の考え方ということで質問をいたします。

前井上町長が銀河線跡地利用計画としてパースを作り、議会、町民の理解を得て実施をしてきました。まちなか団地やイベント広場と構想を実現してきましたが、木道プロムナードなど実施に至らなかった部分もあります。また、オケクラフト30周年のときには、クラフトパーク構想というものもあったと承知をしておりますが、早いもので数年後には40周年になるということでもあります。

併せて、将来に向けた全体的なまちづくりの青写真、構想が必要と考えますが、昨年、町長に就任されて公約や優先順位といったことや、第6次総合計画や総合戦略の遂行とありますが、深川町長の考えをお聞きいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいまご質問のありました、まちづくり青写真の考え方についてのご質問でした。議員もご承知のとおり、平成18年にふるさと銀河線が廃線となり、早14年が経過しております。その翌年には、本町の鉄道用地や施設が一括譲渡され、これらの利活用について皆さんと検討す

るためのきっかけとなるよう、平成23年度に目で見分けるような素材としてパース図が作成されております。このパース図の内容は、地域福祉センターから中部森林管理署までの地域を5つのエリアに分けて、それぞれの利活用構想図を描いております。そのうち福祉センターから町道宮下中央線まで、イベント広場の整備やまちなか団地の建設、本年度は宅地分譲など順次進めてまいりましたが、その他のエリアについては、具体的な利活用は進んでいない現状でございます。特に、イベント広場から若木、旧踏切までの間につきましては、現在でも鉄路をそのまま残して、これを生かした木道プロムナードの整備につきましても、地域の皆さんや町民の皆様の賛同が得られず、未実施のまま現在に至っております。

また、森林工芸館周辺のエリアにつきましては、平成5年度策定のクラフトパーク実施構想、共同工房やどま工房、そして中部森林管理署の横の用地取得以降、進捗しておりません。その後も、先程議員もおっしゃられましたが、クラフトの周年事業等で検討されていただきましたが、6次総計に森林工芸館の建て替えや秋岡資料館整備など盛り込まれておりますが、財政的な課題もあり、実施計画には至っていない現状です。

また、すでに認定こども園どんぐり、こどもセンターの建設など、当時からは周囲の環境や構想の内容も少しずつ変化してきております。私が公約で掲げました、子どもの居場所づくり、拠点となる児童館の建設に向けては、コロナウイルス蔓延防止の観点から、先進地の視察延期などで遅れておりますが、来週検討会議が設置され協議が始まってまいります。

また、これからも特別養護老人ホームはじめ、郷土資料館、役場庁舎など耐用年数を迎え、また、耐震化の必要な施設整備も控えていることから、少子高齢化の進展により、私たちの暮らしの様相も変化していることを踏まえ、次年度から町民の皆さんとともに新たなまちづくりのランドデザイン作成に着手したいと考えております。その際には、今年2月に開催いたしました町民憲章推進大会で講師を務めていただきました、コミュニティデザイナー株式会社スタジオエル代表、山崎氏などの外部からの力も借りながら、また、町民の皆様と意見交換を重ねながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

私は1年半前、まちづくりは人づくり、これを訴え、町長に就任させていただきました。先日、移動町長室でもご意見がありました。このテーマの具体的な方策を示して行政運営をすべきではないかということ伺いました。まさにそのとおりで思っておりました。このランドデザインを策定するにあたり、裏返しにはなるんですが、人づくりはまちづくりからということで、町民の皆さんと山崎代表ほか、その他外部の力も借りて作り上げていくことがコミュニティの再構築や、そして、人づくりの方策の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。どうぞご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長から、今縷々説明がございましたけども、次年度からというようにお話がありました。具体的に次年度からというのは、令和4年度ということでしょうか。それとも、また、町民の皆さんや議会には、どういう形でこの周知をしていくのか、その辺のスケジュールのところをもう少し詳しく教えてください。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先程、私の回答の内容で山崎氏のお話をさせていただきました。これは町民憲章で、お話はリモートでしたけども、この方は単に計画を作るだけじゃなくて、町の人と一緒に作る方法を取ったやり方をしているということで私も感銘を受けました。まず、この方をターゲットにしておりますので、この方々と来月お話し合いをしたいということで今、日程調整をしております。それ以降の進め方につきましては、そのときに詰めていかなければ、やり方、方法論があるかと思いますが、一番大きいのは、多くの町民の方が参画してこの計画が作られるような構想でなければ、山崎先生とも話し合いが物別れになるかもしれませんし、山崎先生と私の考え方が合わなければ、また違う外部の力を借りなければならないと思いますので、以降の具体的なスケジュールについては、今お示しするにはまだ至っておりません。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 具体的なスケジュールは、今後、山崎さんの意向によっても随分変わってくるのかなというふうに感じますけども、今、町長から昨年と言いますか、今年の2月ですか、町民憲章の推進大会にリモートでも講師として参加をいただいた方でありまして、その山崎氏のもうちょっと詳しい内容というか、知見のあたり、分かっていることがあればですね、ちょっとこの場で述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 当時の町民課長が担当しておりまして、この先生については、素晴らしい先生だということで、ある研修で習ってきた先生だということで、本を読みなさいということでたくさん書籍も用意されているんですけども、会う前に余談を持って会うよりも、本当に腹を割ってまちづくりの熱意だとかそういうものをお聞きしたいと思います。いろいろなマスコミ関係で調べますと、山崎先生、スタジオエルは、北海道の中頓別町だとか小さな自治体でこのような活動もされてますし、町民憲章の推進大会では、事例発表で海士町のお話もお聞きしました。こんな小さな町で輝くまちづくりが出来る、そのためには住民の皆さんが生き生きと暮らしていかなければならないというようなことを私も感じておりましたので、山崎先生を第一ターゲットということでお願いに伺いたいと考えております。

○岩藤議長 7番。

○嘉藤議員〔一般質問席〕 もう少し本当は山崎さんの人となりというか、そういうのを少し聞きたかったところでありまして、海士町をつくったというか、一緒に町の人とつくって今の海士町があるのかなという話もお聞きしたところでありまして、私的には置戸のまちづくりというのは、やはりあの外部からの知見も大変大事だと思いますけども、やはり町や議会、それから町民の多くの町民の皆様と一緒につくっていくものがまちづくりというふうに考えておりますし、その青写真の作り方もですね、もう少し形の見えるというか、ただ、青写真を作っただけでは、それが絵に描いた餅になってしまって実行に至らないで、パースを作って終わったという過去の事例もありますので、その辺もう少し、その手法というんですかね、作り方、その辺で何か今考えていることがあればお聞きをしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 私のイメージですけども、この町民と作り上げていくという行動につきましては、

海士町、ほかの町を見ましてもですね、単年度で作るということではないようでございます。やはり数年、複数年こういう取り組みをしたなかで、町民の方々が生き生きと未来を描くような姿が計画として盛り込まれ、それに向かっていく推進力になると思っておりますので、絵に描いた餅にならないように計画づくりを進めてまいりたいと思いますし、私、先日ですね、地方自治に長年ご助言をいただきました東京大学の森彌教授の投稿記事を見て、そのとおりだなと思っておりましたので、ちょっとここでご紹介をさせていただきたいと思います。町村会が100周年を迎えたということで、それへのお祝いの投稿記事でございますが、農産漁村地域が衰退し滅んだら都市は必ず滅びるのです。そして、町村長、議員さん、そして住民自らが自治体であることを諦めない限りなくなることはないのです。人口が減少したぐらいで町村という自治体が消滅することはありません。そして、最後に小さいことにも意味がある。小さいことにも素晴らしいことがある。大きければ便利で、そして効率的だと言われておりますが、それではなく、小さいことにも意味があり、小さいことが素晴らしいことがたくさんあると、このコロナ禍において感づいたことでもありました。それをスモールイズビューティフルと、これはイギリスの経済学者が唱えたそうですが、まさに置戸のような町がこれから未来に渡って残っていくためには、町の人々とコミュニティを高めながら共同で未来を描いていくことが大切だと思いますので、今回の計画作りにつきましては、役場で机上で作るのではなくて、時間がかかっても町の人、そして議員の皆様、そして老若男女、いろんな方々のご意見をいただきながら進めたいと考えております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 数年かけてと言いますか、少し時間をかけながら作っていくというふうなお話でございましたけども、町長の公約である児童館あるいは役場庁舎、先ほども町長おっしゃっていましたが、優先順位というか、早急に取り組まなきゃならない課題もあるというなかでは、順位づけをしながらですね、パスというか、青写真と合わせて、すべて青写真に収めるのではなくて、同時にやっていくようなことが必要ではないかというふうに考えておりますし、もう一つ、今回まちづくり移動町長室で各地区を回りました。そのときにすごく感じたんですけども、さすがに昭和35年に1万3,000人いた人口がですね、今2,700ということで、各地区、どの地区も置戸の特徴でありますけども、秋田、境野、勝山、そして市街地があるというような、この町の仕組みですね、それが非常に脆弱になっているのではないかというようなことは感じました。特に、やっぱり高齢化が進んでですね、人も少ない、そんななかでは、なかなかまちづくりに参画してほしいと言ってもですね、町民がどれだけの人が一緒になってやってくれるのかなっていう、すごい心配をしておりますけども、その辺何か、まだ具体的にはないとは思いますが、第5次の総合計画を作ったときには、確かそのときも外部の方を呼んでですね、各地区を回って、何度も何度も足を運んで下地を作って5次総計を作ったような記憶がございます。それですから、今回の新しいまちづくりと言いますか、深川町長の色のまちづくりと言いますか、皆さんで作ると言っていますけども、その辺の決意というか、思いを少しお伺いしたいと思っております。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 11月に移動町長室で各地区を回らせていただきました。やはりこれだけでは十分ではないなと思っておりますし、参加者の皆様も以前の地域懇談会とそんなに変わらないんじゃないか

というご意見もありました。特に、若い人の参加が少ないのではないかという意見もいただきました。今回ですね、このランドデザインをするというなかで、単に公共施設の整備計画や配置計画をするだけでは、それはその施設を利用しない人、それから興味のない人っていうのは、このまちづくり、ランドデザイン計画には参加しないと思います。こんななかでは、外部の力、先ほど言いました山崎先生はどのように住民を巻き込んで計画作りをしたのか学んでいかなければなりません、この今回作る計画作りには、単に配置計画だけではなくて、20年後、30年後、その先の置戸町を見据えてどのような、建物もそうですが、どのような地域がいいのか、どのようなソフトが必要なのか、こんなことも含めて多くの皆さんを巻き込んだような工夫ができるよう、講師の方々、そして外部の力の方々ともお話を進めて、少し工夫しながらやりたいと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町全体あるいは各地区の地域の困りごとというか、いろんな問題をたくさん今あるなかでですね、20年、30年後という話でありました。私もそれには賛同したいというふうに思います。また、まちづくりは町の過去の歴史を見てですね、それを検証し、現代の現実と言うか、それを実証しながら将来につなげていく、それがまちづくりだというふうに私も考えておりますので、深川町長の手腕に期待をしてですね、私の質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第 5 1 号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定について

○岩藤議長 日程第3 議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号については、置戸町議会会議規則第38条第1項の規定により総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 置戸町老人福祉施設の指定管理者の指定については、総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第 4 議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例から

◎日程第11 議案第59号 財産の取得についてまで
————— 8件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第4 議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例から日程第11 議案第59号 財産の取得についてまでの8件を一括議題とし、これから質疑を行います。

〈議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 まず、議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 前井上町長の時には、いわゆる町に対する寄附については、その寄附をする方の厚意を持って寄附に当たると、そういうことでふるさと納税については、取り組んでいなかったわけですが、現在、置戸町がふるさと納税に取り組んでから今日に至るまで実績としてどの程度納税額があるのか、その辺についてちょっとお知らせください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい。ふるさと納税の状況でございます。12月14日現在でございますが、本町の返礼品を開始したのが10月でございます。返礼品がありませんでした4月からお寄せいただきました寄附件数の実績が10件で、金額が269万5,000円となっております。本町返礼品を開始いたしましたのは10月からでございます。各月ごとで申し上げますと、10月には101件ご寄附いただきました。金額が151万5,000円、11月には161件のご寄附をいただきまして、金額が268万4,000円。12月は14日までの実績でございますが、119件、金額は211万9,000円。合わせますと寄附件数がふるさと納税の返礼品を開始し、381件、631万8,000円を寄附いただいております。寄附人数総体といたしましては、357人でございます。これは1人で複数件を寄附をいただいている方もいらっしゃいます。トータルいたしますと、今現在までで寄附総額は、901万3,000円となっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第6号)〉

○岩藤議長 議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第6号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第6号)、8ページ、9ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 地域公共交通対策に要する経費ということでお伺いをしたいと思います。町からの持ち出しが1,000万円を超えるような状況というふうに今回説明を受けましたけども、その辺、年々増えているのか膨大な金額で毎年こういう推移をしていくのかということ、少し心配をしているところであります。と言うのは、町では地域巡回バスというのも始めておりますし、その辺の公共交通機関との整合性というか、少し見えにくくなっている部分があるのかなというふうに感じますけども、その辺はいかがでしょうか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい。本町には北見バスが運行していると同時に、地域巡回バスを運行させていただいております。こちらにつきましては、北見バスの営業路線を運行しないということもございまして、その辺は、補完し合うような運行状態、そして、ダイヤの設定をしているところでございます。

ご質問の通りでございますが、実は平成30年から比べて、ほぼ倍の金額となっております。この状況につきましては、年々、実は平成26年度来から約300万円くらいの負担から始まりまして、下がることなく今現在まで至っている、特にこの令和2年、3年につきましては、コロナの影響が非常に多いということ。

もう1点でございますけども、要因は一番乗っていただく方は、やはり学生さん、定期で学生が通学されるのが一番の売り上げの中身だということでお聞きしておりますが、実は、その通学をされる高校生の生徒さんの数が減っているということもございまして。

これらにつきましては、沿線の自治体、北見市さん、訓子府町さん、私どもと陸別町さんとも定期的に話し合いを持って、それから北見バスさんとも意見交換をさせていただいたところでございます。やはり、この赤字の解消という部分については、非常に厳しい状況にありますけれども、利用していただかなかつたら駄目だということもございまして、利用しやすい制度、利用に向けた制度を新たにやはり構築していかなければならないと感じております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 あの、勝山地区の移動町長室のときに、6便ぐらい北見バスはあるんだというような言い方で、やはり北見の病院に通うとき、朝一に乗らなければ間に合わないし、これがなくなるとは困るというような住民からの声もありました。その辺は、町の地域巡回バスでは無理な部分もあるとは思いますが、さらなる使いやすさというか、利便性を含めてですね、北見バスあるいは巡回バスの方もそうですけども、もう少し乗りやすいというか、利用しやすい対策を何かこれから考えて

いただきたいとお願いを申し上げます。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい。地域巡回バスにつきましても、今、利用の向上に向けた話合いを内部でも続けております。それから、また、この北見バスの利用していただくための新たな制度を、できましたら新年度予算に何かしらご提案させていただければなと考えてもおります。実際、今のこのコロナの状況がだんだんだんと落ち着いてくることを願いつつでございますが、期待としては、やはり勝山温泉ゆうゆまで北見バスが走っております。今、トレーラハウス含めて好評をいただいておりますけれども、そういったコラボレーション含めてですけれども、利用促進に向けた方策を検討してまいりたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 今のちょっと関連なんですけど、先ほど一般質問のなかで町長と嘉藤議員のなかで、いわゆるふるさと銀河線の話が出てきました。それで、昨日の話だと、勝山路線が332万7,000円だと、それから北見置戸間が150万9,000円、それからこの北見陸別間、これがかなり大きなこの負担の割合を占めているんですが、これ607万5,000円なんですけど、この今走っているいわゆる既存の路線と、それから銀河線廃止に伴うこの路線が両方が含まれているんですがね、いわゆる、その代替え、銀河線代替えの部分に対する負担というのは、これ色分けして、この1,000万円のなかには付いているのでしょうか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 今、ご質問にありましたとおり、この今の北見バスの路線につきましても、ふるさと銀河線の廃線に伴う代替路線であるというところでお引き受けをいただいたところでございます。このなかには当時、北見バスの通常の営業であったダイヤのほか、ふるさと銀河線が担っていたダイヤも加味した時間帯になっている、便数になっていることから、ご指摘のとおり、今十数年経過したなかで、先ほど申しましたけれども利用される方の人数、その他、利用されるニーズ、その他が大分ずれてきているのではないかということ、私ども担当の方としても毎年協議をさせていただいているところでございます。おそらく予定といたしましては、来年3月の議会において、バスの購入費についてのご相談をさせていただくことになろうと思っておりますが、これらにつきましても、いわゆる今のダイヤというのをある程度見直しをかけたなかで、必要なバスの台数を見出していくというところでの合意は得ているというところでございます。

実を言いますと、陸別線の赤字額がやはり突出してきているというのは、重々承知しているところでございます。これらにつきましても、先ほども申しましたが、沿線の自治体で協議と言いますか、対策についてのお話し合いも持たせていただきながら、この費用の圧縮、さらには利用促進といった観点から諮ってまいりたいと考えております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 はい。特にこの北見から陸別線、まあ置戸から陸別間というよりは、かなりこれが、その置戸町がいわゆる置戸から陸別間のほぼ負担だと、そんなふうには受け止めてもいいんじゃないかなというぐらい、いわゆる陸別との交通のアクセスとしては、どうしてもこれ必要な路線なんだとい

うふうには理解するんですが、非常に利用頻度が少ないなかにおいて、この負担っていうのはかなり大きな、客単価としては非常に大きな単価に割り返されちゃうんじゃないかなというような気がします。これも含めて、ちょっとね、これからのこの路線の在り方についても少し協議をしながら、負担の部分については、さらに膨らんでいくのであれば、そこは一つ英断も含めて協議をしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も含めて、ちょっと町村間の協議については進めてもらいたいなと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい。これにつきましても、先ほども申しましたけれども、沿線自治体で、いわゆるお話し合いを持たせていただいております。実は、この金銭的な部分も含めてなんですが、北見バス様の状況を伺いますと、やはりドライバーの確保が厳しいと。こちらの方がいわゆる金銭的な面と並行して大きな問題になりつつあるというところがございます。ドライバーさんの確保ができなければ、バスはあっても動かないという状況になるんだというところもございますので、そうした北見バス会社様ともお話し合いをさせていただくなかで何かできないかということは、頼まれていきたいと思っておりますし、それから、ご指摘の通りこの負担の増については、各自治体も危機感を覚えています。そのなかで言うと、今後ですね、このいわゆる赤字額というか、こういった金額を圧縮する方法として、減便をする、ダイヤの見直しをする、より利用しやすい、利用されやすい制度にするということについて、検討、協議を進めさせていただこうとは考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 一般行政に要する経費、いわゆる委託料。この定年延長制度について、今一度、くわしく教えていただきたいというふうに思います。これ、来年の令和4年9月までにある程度整理するという事なんですけども、きっと、まあ会計年度任用職員等々の、なんて言うのかな、関わりというか、関係性についても色々影響出てくるのかなというふうに思うんですが、今一度、制度についてお伺いをいたします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律が施行となりまして、先日もご説明しますと、令和5年4月1日から定年延長が実施されることとなります。中身につきましては定年の引き上げということで、令和5年度から2か年に1歳ずつ引き上がりまして、令和14年度には65歳定年というのが完成されるということでもあります。それで、いろいろ役職定年制の導入、基本は60歳で役職を下りるという制度設計になりますが、いろんなある職種によっては、その役職を引き伸ばすということも検討していかなきゃならない。また、60歳に達した職員の給与は7割に数字設定するですとか、定年前の再任用、それで短時間の勤務も可能と、できるというそういう制度も導入しなさいということなので、その制度設計ですとか。それでなぜ来年の9月までに制度化しなきゃならないのかと言いますと、来年の令和4年度退職者からですね、65歳まで暫定的に雇用しなきゃいけないということで、そのすべての制度の中身をですね、説明をしなさいということになっておりますので、令和4年度退職者に、その今後の定年延長の流れ等々きちっと説明をした上で、どうしていくのかということも意思確認をきちっとしなさいということになっておりますので、そうすると

明日からでもですね、いろんなことの制度設計を行っていかなくちゃならないということなので、すごくタイトなスケジュールになるということですから、一般的に改正項目も約50項目ぐらいあるのではないかと。それで、条例等々の回数、本数もですね、10本から15本ぐらいになるということになりますので、これにつきましては、町の考え方もありますけれども、標準的な全国のそういった改正の流れみたいのも整備業者の方である程度押さえているようなので、そこの支援を受けながらですね、きちっと進めていきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 今回の関連ですね、令和14年度に最終的には65歳までっていうことで、2年間に1年ずつ伸びていくっていうことなんだけど、そうすると、その対象となる、今50歳以下ということなんだけど、50歳から60歳までの今の対象者のなかの方がですね、それぞれ伸びていくということなんだけど、現実的に対象となる人数は何人になるのか。伸びていく人数がですよ。最終的には若い人で50歳以下の人は65歳になるから、それはこの条例、法律で生きてくるんだけど、段階的に伸びていく対象となる人数、令和14年までの間にですね、職員が何人該当になっていくのか、それちょっと教えてほしい。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 すいません。人数まではちょっと拾ってないので、後ほどお知らせをしたいと思いますが、昭和36年度生まれで令和3年度、60歳退職で、令和4年度につきましては再任用という制度を利用して、その後、暫定再任用というような形で65歳まで引っ張るという形になりますので、それは順次順次、昭和42年生まれで65歳というふうになりますので、その間の職員数を拾わないと出てこないと思いますので、昭和42年生まれとなると私の一つ下の年齢までということになりますので、あとで拾ってご説明したいと思います。あともう一つ、再任用のですね、石井議員の再任用の部分との絡みなんですけど、再任用の部分につきましては、臨時職員の制度から変わった制度であります。その部分につきましては、この今回の我々の一般の正職員という扱いとはちょっと別になりますので、制度が別になりますので、あくまでも今回の部分につきましては、正職員の定年年齢の引き上げということになりますので、再任用の部分につきましては、またちょっと扱いが違う形になるかどうかというふうに思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 一番下段になりますけども、地域おこし協力隊に要する経費ということでありますけど、説明のなかでは、当初9人を予定をしていたけども入ったのは5人ということで、この減額になったということでもありますけども、今後、新たな募集と言いますか、その辺はどの辺になっているのか。あるいは今、現に5人おりますけども、意外と町の人、地域おこし協力隊の人、どんな人だということでは分からないというような声がたくさん上がっております。その辺、何かこの人たちは地域おこし協力隊ですよというようなお知らせをすればというか、そういう考えはどのようですか。お聞きしたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい。新しい年度の採用に向けてですね、募集をしたいと考えております。募集人数につきましては、複数名を考えております。ミッション等については、まあまあ今までも何回も募集をかけてましたけども、置戸町、我がまち置戸町をいろいろな媒体を通じて広げてくれるような活動をしていただくような隊員を含めた複数名の隊員を募集したいと考えております。それから、今、現有隊員で一人、池田隊員につきましては、今年度末で隊員を卒業されます。なので、今それが卒業されますと4名の隊員が活動をするようになりますけれども、こちらについては都度、広報で隊員の紹介をしたり、それから個々にですけれども、例えば、各地区で公民館教室を開きながら講師をしたり、それから今、10月、11月に採用してやっと思置戸町での活動に今着手しているというところがございますので、なかなか露出する機会がないとは思いますが、これから各地区においてですね、地区の方々と交流するような行事を今持とうかなというところで話し合いを進めているところがございます。コロナが収まって、またイベント等が戻ってきた暁にはですね、この協力隊員、その各地域、各イベントに出て活躍をしていただこうと考えてもおりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 やはりフリーミッションというのは、なかなか厳しいのかなというふうに思ひます。やっぱり目的を持ってここに地域おこし協力隊を置戸町に入れるということがベストなのかなと。なかなかその何をしたいか分からない。本人もそうですし、担当する方たちもなんかちょっと戸惑っているような部分も多く見えると思ひますし、また今、各地区の行事にも参加してということでありましたけど、その辺はですね、各地区とも皆さんウエルカムと言うか、昔、その地遊人制度があった時から受け入れ可能な人々でありますので、その辺はもう少し、その地域にも人をどんどん送っていただいでですね、これからも交流をしていただきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい。フリーミッション、まさにおっしゃっていただきましたけれども、イメージは地遊人のイメージでフリーミッションでした。しかしながら、その隊員も私どもも何を以ってミッションとするかというところでのある種、定義が難しいというのは、ご指摘のとおりだと思ひます。その後の募集につきましては、いわゆるミッションを掲げまして、それに合致する方を募集して採用しているということから、今後も私どもが求めるミッションを置いて、そこに賛同していく、参画をしていただける隊員を募集するという形で進めていきたいと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

6項監査委員費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありますか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 一番下段になりますけども、冬期生活支援に要する経費ということで、いわゆる福

祉灯油であります。これについてですけども、他の自治体も概ね皆さんやっているということですけども、今回と言いますか、前回はそうだったと思いますけど、置戸町においては、1件で1万5,000円を出すというようなことになっておりますけども、その算定の理由と言いますか、ほかの地区よりも高いのは十分承知をしておりますけども、その辺の考え方についてお知らせをいただきたいと思っております。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 算定の理由につきましてはですね、通常灯油を1000円と単価を設定いたしまして、それを超えた分について計算をしております。差額について1回400リッターを入れたら考えたときに、大体これぐらいの金額がかかるだろうというふうなところを1万4,000円台というふうに判断をいたしました。それ以上、また高騰はしてはいたしましたが、1万4,000円台ということで、1万5,000円相当の商品券をお渡しできれば不安定な家計の方の足しになるかというふうに考えておりましたのでそういうふうには設定はさせていただきました。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 対象者にですね、なるべく分かりやすく、そして対象者すべてに当たるようにやっていただきたいというふうにお願いをいたします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 ていねいに説明をさせていただこうと思っております。うちの方の職員、保健師含めまして家庭訪問した際にはですね、じっくり分かりやすいように説明をしてほしいというふうには職員の方にはお願いをしておりますので、そういった点で皆さんを拾っていききたいというふうには思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。

2項児童福祉費、4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 13ページですね、衛生費、一番下ですね。マイナンバーを使い各種がん検診等が受けられるっていう、そういうような内容の説明でありましたけれども、こういったことがこれから常にマイナンバーを使った検診等ができるということなのか、その辺くわしくお知らせ願いたいと思っております。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 これはですね、パーソナルヘルスレコードという題名で国の方で整備をされるそうなんですけど、これにつきましてはですね、あくまでも町の検診の各個人の検診状況をそれぞれ中間サーバーの方に入れていただきまして、各個人がですね、マイナンバーカード、マイナンバーの部分で番号を入れると各個人の、その検診の結果情報、これが見れるような形になるということで今進めているそうでございます。それで、各個人がですね、それぞれの検診結果を日頃見れる

ことによりまして、日頃の生活の見直しですとか、そういったことに繋がっていけばというふうなことで、国の方で進めるということでございます。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員 そうすると、例えば、検診の結果、保健師さんがそれぞれの家に来て指導したりなんか報告を受けながらやるんですけれども、そういったときの参考にもなるということですか。その前に例えば、個人的に見たいなと思うときは、ナンバーカードを持って行ってみれば見られるという、そういうことでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 これが運用を開始されればですね、日頃見れるというふうに聞いてございますので、今、その運用の時期につきましては、国がまだ未定となっておりますので、いつ頃からはと言えませんが、そういった情報につきましては、各人、確認ができるということになってくると思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 このなかでも3つぐらい出てきている、いわゆる北海道自治体情報システム協議会負担金、ここで言うのですね、3つぐらい、ここでも3つぐらいあるんですが、これは自治体情報システムのうちの町が負担している、それは所管ごとで予算付けしてますけども、トータルするとね、一体どのぐらいシステムに負担をしているのか。新たな負担もこれからこういうふうに関何か新しい事業があればあるほど、こういう自治体に対する、情報システムに対する負担金、増えてくるっていうふうに見えているんですが、トータル一体どのぐらい、この自治体情報システムに対してね、負担金をトータルするといくらぐらいになるのか、ちょっと参考に教えてもらいたいですけど。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 金額総体につきましては、ちょっと今集計をしておりませんので、集計して概算の方、あとで報告させていただきたいと思います。実は予算付のルールといたしましては、私ども協議会に、実際システム協議会に加盟している自治体でございまして、今ほぼほぼ、今の業務ほとんどがこのシステム協議会から提供されているシステムで処理をさせていただいております。

この制度改正に伴いまして、補助金をいただける場合ではありますと、その補助金額に呼応した担当現課さんにこういった形で予算計上をしていただくんですが、それ以外の全般的な運用については、私ども企画財政課の地域情報係が所管して一括で計上する形で運用してきております。ご承知のとおりなんですけど、制度改正になりますとこのシステムで処理をする内容が変わりますので、すべからく開発費が生じてしまいます。そういうこともございまして、ほぼほぼこうした今ご提案をさせていただいている中身につきましては、財源措置があるものが多くございます。今、年々なんですけども、今、この情報化時代でセキュリティ問題が非常に高く、実は5年前なんですけど、情報漏えい事故があったために自治体で強靱化対策を取りなさいということで、簡単に申しますと、私どもが使っているシステムとインターネットとを完全分離するという方法を取るために、莫大な費用をかけて実はシステム改修をいたしました。それらが、来年度、今年度も若干なんですけど、これから本格的に機器の更新が始まってまいりまして、かなりの多額な金額が新年度予算で予定されております。そうしたなか

で言いますと、この情報システム協議会の負担金はますます多くなっていくものというところで捉えております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 これを置戸町が単独でというふうになると、これはかなり大きな負担になるんで、管内でもこのシステムに加盟しているのは何町だったか記憶定かでないんですが、全部ではないんですが、それら比較するとね、かなり大きな負担になるから、これ致し方ないなというふうには思うんですが、かなりセキュリティが甘い、そういう専門家に言わずと、ほとんどシステムに簡単に入り込めるような、そういう状況だったというふうに聞いているんで、その点も含めて十分に、その辺はセキュリティをきちっとしながらやってもらいたいと思いますけども、現在ね、管内でこのシステムに加盟している町村はどのぐらいあるんでしょうか。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい。協議会に正会員として加盟している町なんですが佐呂間町様、それから津別町様です。そして私どもの3町が正会員としてあります。実際のさまざまなベンダー様もいらっしゃいますし、各自治体様におかれましての使用しているシステム構成からいうと、いくら原価がかかっているかは知る由はないんですけども、ただ、はっきり言えますのは、私ども協議会に加盟しているメリットとしては、全会員でいわゆる按分、それ相応の金額を総体をそれぞれの加盟自治体の規模によって按分するというところでございますので、置戸町単独で運用しているよりはメリットは大きいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 同様にですね、ちょっと思ったんですけども、今回、児童手当支給に要する経費で、システム改修のために情報システム協議会に出資と言いますか、お金を出すようになっております。先般の専決処分になった子育て世帯臨時特別給付金事業に関して、きっと児童手当支給のシステムを使って、とりあえずは中学生までですか、対象者を探り出すようなことがあったのかなというふうに思うんですが、今回も給付事業にもシステム協議会にお金を負担しています。きっと中学生以上の高校生までの部分を探り出すというか、対象者を見つけるための負担金なのかなというふうに思うんですが、ここに来て、また児童手当支給に要するシステム改修というのは、その給付金事業に影響はないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 給付金事業と、また児童手当支給に要する経費のこのシステム改修の内容がちょっと違いまして、あくまでも今回の児童手当支給に要する経費のシステム改修につきましては、昨日、説明をいたしました通り、特例給付の上限、所得上限額が設定されるということと、それから現況届が廃止をされることによるシステム改修となってございますので、特に子どもの部分の特別支給金の方には影響はしてこないというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 先程の答弁漏れがあるようです。

総務課長。

○鈴木総務課長 先ほど佐藤議員からご質問ありました段階的に定年が引き上がる職員の人数についてでございますが、61歳で定年を迎える者が3名、62歳で定年を迎える者が1名、64歳で定年を迎える者が4名、65歳で定年が始まると言いますか、65歳で定年を迎える者が1名、計9名という状況になっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、しばらく休憩します。10時50分に再開いたします。

休憩 10時35分

再開 10時50分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、議案第55号の説明について、答弁漏れがありますので発言を許可します。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 先ほど高谷議員からご質問いただきました現在までこの今回の提案した補正予算までの北海道自治体情報システム協議会の負担金を各会計別にご報告させていただきます。

一般会計につきましては、5,886万6,000円でございます。続いて、簡易水道会計は、867万円です。それから、下水道特別会計につきましては、同じく867万円です。そして、今回提案しておりますが、介護保険特別会計におきまして127万5,000円を計上しております。以上、各会計別の協議会負担金の額でございます。

○岩藤議長 ただいまの発言に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案の質疑を続けます。

〈議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第6号)〉

○岩藤議長 議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第6号)。

歳出。14ページ、15ページ。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 新型コロナウイルスワクチン接種に、3回目の接種に要する経費に関連してですね、まず1点は、2回目全部終わった方が置戸町として何%実施率あったのか。それをまず聞きたいと思います。2回目終了して3回目っていうことになりますので、まず2回目の実施率と、それから委託料のですね、802万1,000円のですね、この算定根拠はどうなっているのか、それをまず、この2点。とりあえずその2点お願いします。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 ちょっと実施率ではないのですが、2回目の接種終了者数をちょっとお知らせしようと思うんですが、2回目の終了者はですね、2,261人となっております。それで

ですね、今回あのワクチン接種の委託料の積算の関係なんですが、この2回目接種終了者のうちですね、18歳以上が今回対象となつてまいりますが、18歳以上、それから12歳から18歳未満もですね、今後含ませるのではないかと予想しております。そうしたなかで、あと未接種者の部分ですね、そこら辺も数名はまた1回、2回、希望者がいるのではないかとこともございますので、そこも含めまして、約2,500人と試算をしております。そのなかで平日の単価、それから、土日、そして時間外の単価もまた別々にございますので、そこも含めまして計算をしたということになってございます。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 引き続きですね、まず3回目のワクチンについてですね、ロードマップっていうのか、実施計画、具体的にどういふふうこれから追っていくのか。想像としてはですね、医療従事者、それから老人福祉施設とか高齢者の分、最終的には65歳以下ということだんだん追っていくんだけど、そういった実施ですね、具体的なスケジュールがですね、ちょっともう少し資料で示してもらわないと、当然2回終わった人は今度3回目っていうことで準備はしてるとは思うんだけど、その辺のことをですね、もう少し明らかにしていただきたい。とりあえず置戸町としてね、この予算が付けばですね、日赤と契約して、そして始まると思うんだけど、まずはどこから始まって、最終的にはどこで終わるのか。来年度も引き継いでいく形になると思うんだよね、3月いっぱい終わらんとするんで。その辺、日赤とのですね、契約の内容っていうか、実施期間、それらを教えてほしいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 あの、契約につきましてはですね、置戸赤十字病院と置戸町との単独の契約ではございませんので、国の方ですね、全国知事会と、それから日本医師会の中の契約のなかで進めさせていただいているという状況でございます。

それで、どういう形で進めていくかという形、日程等なんですが、今、置戸赤十字病院とですね、状況等含めまして、今、協議をしている最中ですが、今、原則8か月を超えた方から接種が始まるということでございますので、まずは医療従事者、置戸赤十字病院の職員の方ですが、そこからスタートするということになります。実際はですね、多分12月の末には対象者が数名おられるということですが、大半はですね、1月に接種をするということで日赤さんからは聞いてございます。町民の方ではございますが、巡回接種、福祉施設の方はですね、今、日程を調整中でございます。町としましては、日赤さんとも確認をしたなかで2月の月上旬から巡回接種をお願いをしたいという話をしております。あとは福祉施設の方での受け入れ態勢の問題となってきますので、そこについても今、打ち合わせをしている最中でございます。基本的には巡回接種は、1、2回と同じように、毎週木曜日を予定をしております。

それからですね、一般町民の方に向けまして、大規模接種会場の設置を今検討しております。今、2月15日からスタートできるように、今準備を進めているところでございます。ここにつきましてはですね、8か月以上を経た方から順次お知らせをしております。その前段で、12月中にですね、2回目接種を終えられた方、それから1回もまだ打ってない方につきまして、意向を調査させていただこうと思っております。それぞれお葉書を送付いたしますので、それにですね、3回目接種

を受ける意思があるかどうか、それから最初の1回目接種を受けたいという意思があるかどうかをお聞きしまして、3回目接種を受けられるという方につきましては、8か月を超えた段階での日程が大よそ決まっていますので、こちらの方から何日に接種を受けてくださいというお手紙を後ほどお知らせするという形で今進めたいというふうに思っています。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで委託契約については、町と日赤との単独じゃなくて、町村会と言いましたか、そっちの委託契約ということなんで、もう一度、委託料の相手先、負担金で払うんだと思うんだけど、これ委託料になっているよね。それは委託料でいいんですか。例えば、委託契約は単独で払わん、やるんでないから契約者は別で置戸町ではないという話でしたね。僕のイメージは、町と日赤で委託契約するということでこの委託料が発生しているという判断だったんだけど、そうじゃなくて別な団体って言うか、そこで病院と契約して、そして800数十万円ですか、802万1,000円を町が負担するということになってんだけど、これはそういう形でいいんですか。その負担金じゃなくて委託料ということでもいいんですか。契約は違うって言うんだけど。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 申し訳ありません。説明がちょっと下手で申し訳ないんですが、全国知事会と、それから日本医師会の方で契約を結びますが、そこにはですね、全自治体、それから全医師会の方の傘下の医療機関、そこが入りまして契約を結ぶという形になってございますので、結果的には、町としましては置戸赤十字病院と結ぶ形になるんですが、大まかなことを言えばそういう形で日本医師会、全国知事会という形で委託契約を結ぶということになってございますので、委託料で問題はございません。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 確認ですけど、この802万1,000円というのはね、どこに支払うんですか。委託先だよ、契約。そうすると日赤と契約するっていうことになるのかい、契約は。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 置戸赤十字病院という形になりますが、置戸町で大規模接種として打っていただく形では置戸町の置戸赤十字病院。そして、ほかの町で打たれて置戸町民であれば国保連を通して、その部分に、その町に支払いをする形になってまいります。これまで1回目、2回目接種もそのような形で進めてございますので、それで契約的には日本医師会と全国知事会でやっているという形になってございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 よく言われているんですけど、ワクチンの種類、ファイザー製をこの前2回打った。今言われているのは、ちょっとモデルナ製が余っているからモデルナ製にしようかというようなお話を聞くんですけども、置戸町ではどういう対応をされるのかお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 ワクチンの種類でございますが、割り当てを今もうすでに来てる部分がございます。その部分につきましては、ファイザー製がすでに確保されてはございますが、それでも

すね、1,400人分、1,400回分ぐらいしかございません。それ以降につきましては、まだ配分計画が示されてございませんのでどのような形になるか分かりませんが、昨日、政府の専門家部会の方で、モデルナのワクチンの接種利用可能という結論が出てございましたので、多分本日よりには接種の対象薬事というふうに認定をされてくるものと思っております。多分、政府の確保次第だと思んですが、ファイザー製につきましては、限りがあるということは報道でも言ってございました。そのなかでモデルナもこちらの方に來る部分があると思います。ただ、それがどれだけの量がこちらの方にモデルナで來るのかっていうのは、一切まだ通知がございませんので何とも言えませんが、もしかしたらモデルナを打たざるを得ないお客様も出てくるということはあると思いますので、その点はご了承いただきたいというふうに思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 石井議員 あと、もう1点なんですけども、今ふと思ったんですけども、2回接種したときの証明書と言うか、ありますよね。あれを自分のやつを今どこにあったかなというふうにふと思ったんですけども、これ3回目を受ける際には、そういった証明書と言うか、1回目、2回目のやつものが必要になるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 3回目接種対象者の方につきましては、町の方でVRSという実績のものがございますので、それに基づいてお知らせをいたします。3回目接種終わった方につきましては、多分予診票の部分が3回目接種の証明書も一緒になっての様式となっておりますので、3回目接種終わった方につきましては、それを大事に保管をしていただければというふうに思っております。それとですね、先ほどワクチン接種の終期の方をちょっと答弁漏れてございましたのでお知らせをいたしますが、置戸町としましては、7月31日を終了としていきたいと思っております。今2回目接種を終わられた方につきましては、7月末までには大体8か月を超えていく方々がおりますのでそこで終われるかなというふうに思っておりますが、国としましては、一応9月30日が終期というふうに定められてございますので、その考えで今進めているという形でございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

16ページ、17ページ。

2項清掃費。6款農林水産業費、1項農業費。7款商工費。

質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 商工費の下から2番目、商工業活性化事業に要する経費ということで、オケクラフトの工房、独立工房を建てるというときの資金にということでの希望者が多いということでの補正ですけれども、現在、この資金を借りている人たちの件数って言いますか、数もちょっと分かればお願いしたいと思っておりますし、来年度に向けては、今回これ補正ですから新年度は新年度でまた新たな予算組むと思っておりますけれども、そういった方もいるのかどうかちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまの澁谷議員からのご質問です。一つちょっと確認だったんですけど、未来の起業補助金に関する件数ということでよろしかったでしょうか。あの資金という形で今聞こえたものですから、その確認だけさせていただければと思うんですけど、大丈夫ですか。未来の起業の関係でよろしいですか。はい。まずですね、説明のなかで、未来の起業補助金に関する部分につきましては、当初予算で改修費1件分の500万円、それから家賃補助で120万円、合わせて620万円を当初予算で計上させていただいております。

今回の補正につきましては、今のところ私どもの方にお話が来ているのがですね、オケクラフトの独立工房、それから新規の起業者、この2件の改修補助の部分と、それから1件の家賃補助ということで今回執行残を調整しまして、530万円の追加をお願いしているものでございます。新年度は新年度ですね、また通常どおりの当初予算の段階では通常通りの形で計上させていただく予定ではおりますが、まだ時間がありますので、この間にもしご相談等があれば、また縷々その分を検討しながら計上していきたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

18ページ、19ページ。

8款土木費、2項道路橋梁費。9款消防費。10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 町道敷地確定に要する経費のなかで、ちょっと教えてほしいんですけど、公有財産購入費の購入する対象者ですね、地域の農家の方とか、すでに農業を辞めてほかに転出する方いると思うんですけど、この対象となる対象者は何人なのか。それと一部、安住の方も入っているかどうかですね、21号線と22号線の間だと思うんだけど、そこに暗渠入っているんだけど、それも対象になっているかどうか。まずそれとですね、あと下の21番の、補償、補填及び賠償金で85メートルの暗渠なんですけど、これは20号線のとこの暗渠ということでいいかどうか。この点お願いします。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 それではご質問の、土地購入費に係る対象者の人数ですけれども、全部で4名となります。中里の方が3名、安住の方が1名ということとなっております。また、補償の路線ですけれども、20号線の道路側溝が対象となっております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

20ページ、21ページ。

2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

22ページ、23ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

24ページ、25ページ。

13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。10款地方交付税。13款使用料及び手数料、1項使用料。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金、3項委託金。15款道支出金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 地方交付税で若干聞きたいと思います。特別交付税で8,600万円減額して、普通交付税8,122万3,000円追加したんですけど、これによってですね、普通交付税と特別交付税は予算額としてなんぼになるのか。それを示してほしいのと、あとですね、7月に交付税確定しているんですけど、それから差し引いて保留財源として今いくらあるのか、その2点についてお聞きいたします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 はい。まず最初に、地方交付税の内訳なんですけれども、普通交付税でございますが、実は、今年の決定額といたしましては、25億166万4,000円となっております。本日、この財源調整をさせていただいた金額を差し引きましても、現在持っているのは、1億69万9,000円という金額になっております。それで、実を言いますと、特別交付税でございますが、平成ですね29年までは2億円を超える金額をいただいておりますけれども、それ以降、実は2億円を切りまして、若干の増減はあるんですけども、1億8,000万台に大体平均すると留まっております。今回、補正をさせていただきまして、予想としてなんですけれども、今年の金額としては、1億8,600万円と見込み計上をさせていただきました。普通交付税の交付決定額ですか、特別交付税ですね。はい、特別交付税の予算額につきましても、1億8,600万円。今回の補正後の総額ですよ。25億8,696万5,000円となります。少々お待ちください。申し訳ございません。24億96万5,000円となっております。申し訳ございませんでした。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

6ページ、7ページ。

18款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、議案の4ページ、第2表債務負担行為補正をお開きください。

質疑はありませんか。

6番 高谷議員。

○6番 高谷議員 気象災害対策資金の関係について、ちょっとお伺いします。これあの国の資金で、セーフティネット資金がこれに充てられるんだというふうに思うんですが、限度額600万円。3年間これ返済を3年間猶予して4年目から10年間で償還と、最大という資金だと思います。これについては、利率が0.1%ということで、1,000分の1の利息なんですね。この数字見せてもらうと、非常に厳しい数字だなと。単年度で500万円以上、800万円、およそ1,000万円にもう少しみたいな、そんな感じで一昨年から続いている作況の影響がここにきて大きく影響しているんだなというふうに思っているんですが、このまず4件はですね、畑作ということでもいいのでしょうか。酪農ではなくて、いわゆる耕種農家が対象になっているということによろしいでしょうか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 まず、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。この4件、予定した4件につきましては、いずれも畑作農家ということで、酪農家さんは入ってございません。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員 昨年も60億円を超えている生産額ありました。一昨年から玉ねぎなんかは非常に市況が悪くて、ほとんど追加の生産なかったというような状況なんですが、昨年も同じ状況で非常に今あの厳しい状況のなかにいるんだというふうに思います。これは本人の努力もある、あるいはここに言われている気象災害ももちろんそうなんですが、いろんな資金があるんですが、あえてこの利率の優しい国の資金を借り受けてね、3年間猶予してもらって4年目から返すと、そんな事業とか資金を受けたわけですけども、なかなかこれ厳しいなと、この数字見ているということで、足りない分については、いわゆる保証人を立てた証書で借りているのか、あるいは自前の営農貯金を取り崩す、あるいは共済の見返りで償還するとか、共済の見返りで金借りても利率から言ったら、これの10倍、20倍ぐらい。多分2%ぐらいの金利が掛かってくるので、これらもすごく大きな負担になるというふうに思います。

あの行政としては、これ以上のことは難しいんだろうなというふうには思うんですが、その1,000万円足りない人に10年間でトータル合わせても19万円とか、そのぐらいの金額なんです。焼け石に水じゃないんですが、これからのその状況によっては、取り返すこともそれは可能かもしれないけど、非常に厳しいなと。努力しているほかのいわゆる農家の方にはあれなんだけど、少なくとも農家戸数これだけ減少している状況のなかで、これは何とかすく上げて営農継続できるような政策を打ち出してやらないと、これいずれ、いわゆる年齢がきて、年金受給年齢なり、後継者いない人達は当然辞めていくんだけど、そのプラスアルファになりかねないなと、そんな心配があるもので

すから、町としてできる政策というか、施策があるとすれば、どのようなものがあるのか、すぐには出ないと思うんですが、もし考え方としてあるとすれば、お聞きをしたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまのご質問でございます。高谷議員のおっしゃっていること、内容は重々ご理解しているつもりでございます。お話にありましたとおりですね、10年の債務負担行為というなかで、20万円弱という予算の措置をさせていただきました。非常に額が多い少ないではないんですけども、本当に少額で町としては利息分を何とか負担をさせていただこうというのが今回の制度でありまして、きたみらい農協管轄、1市2町のなかですね、足並みを揃えさせていただいたところが正直なところでございます。

今年の高温少雨によりまして、玉ねぎが非常に悪いというお話も、この間、私どもも聞いてきてございます。そのなかで今お話伺っておりますと、今段階では、価格につきまして若干上昇傾向にあると、高値が付いているということで、何とか今のところは持っているというお話は聞いておりますけれども、この先、また価格なので変動というのは避けて通れないのかなというふうに思っているところで、今段階では、ちょっとこの先、どんな先行きになるかは見通しがついていないというところが私どもの正直なところでございます。今のところはですね、先ほどもお話ありましたとおり、この利子補給の全額町費負担というところでしか私どもの施策を打てるところではございませんが、この先、畑作全般ひいては酪農の方もですね、最近のニュースによりまして、5,000トンもの生乳を廃棄しなきゃならないということで、畑作、酪農共に大変な状況になってきているということもご承知しているところなものですから、状況を見ながらいろんな形で検討をしてみたいなというふうに考えてございます。今段階でお答えできる回答がございませんが、ご理解いただければと思います。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷委員 きたみらい農協には、1市2町の町村、市町村が含まれていて、きたみらいとしては、一つそこは足並みっていう部分で、今回120戸の対象農家がいるというふうに聞いてました。それについては、致し方ないというふうに思いますけれども、もともと置戸町というのは、農業に対して非常に手厚いと、そういう部分あります。何らかの形でね、新年度予算のなかでも、その辺については、一つ折り込んで考えていただきたいなというふうに思います。きたみらい独自で持っている、いわゆる後ろ向きの資金については、利息はこれの20倍ですから、2%と言いながら、かなり大きな負担に、それだけでなく、いわゆる収益が上がっていないところにそういった負担も増えてくるという意味では、対策として、いわゆる離農をなるべく抑える、そういう意味で対策を講じてこれから検討してもらいたいと、そういうふうに思いますので要望を出しておきます。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 分かりました。今後の中で十分検討、協議させていただきたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第56号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 議案第56号 令和3年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第1号）、4ページ、5ページ、下段、歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、5項葬祭諸費。9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。
質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。3款道支出金、1項道補助金。4款繰入金、2項基金繰入金。
質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第57号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）〉

○岩藤議長 議案第57号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第2号）、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費。

質疑はありませんか。

5番 澁谷議員。

○5番 澁谷議員 7ページの一番下、地域自立生活支援事業に要する経費の中で、配食サービスの方が需要があって追加という話ですが、今この事業所って言いますか、業者は何社でしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 この対象事業でやっている事業者は、NPO法人たちつとでござい
ます。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員 1社だけということですね、したら。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 多分、議員がおっしゃっている意味はですね、農協さんもやっていると
ふうに言っていると思うんですが、農協の配食サービスとは、また別の事業となつてまして、NPO
法人がやっている配食サービスに対しまして、1食300円を交付している事業となつてございます。

○岩藤議長 5番。

起立してお願いいたします。

○5番 澁谷議員 Aコープさんの方については、利用する側がそういう申し込みというか、そういう
形をすれば対象になるのでしょうか。

○岩藤議長 地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 あのですね、Aコープの方につきましては、地域包括支援係の方が話を聞きまして、そこから社会福祉協議会の方に繋げてまいります。社会福祉協議会の方から農協の方に依頼をしていくという形になってございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、4ページ、5ページ、歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、2項国庫補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金、2項基金繰入金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)〉

○岩藤議長 議案第58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、下段、歳出から進めます。

3. 歳出。2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段、歳入に進みます。

2. 歳入。6款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の追加は、議案の2ページ、第2表地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第59号 財産の取得について〉

○岩藤議長 議案第59号 財産の取得について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 11時34分

再開 11時41分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号から議案第59号までの8件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例から議案第59号 財産の取得についてまでの8件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例から議案第59号 財産の取得についてまでの8件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第52号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第52号 置戸町表彰条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第53号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第53号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第54号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第54号 置戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第6号）から議案第58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括して採決します。

議案第55号から議案第58号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第55号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第6号）から議案第58号 令和3年度置戸町下水道特別会計補正予算（第2号）までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 財産の取得についての採決を行います。

議案第59号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第59号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第11号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書及び

◎日程第13 意見書案第12号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書

————— 2件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第12 意見書案第11号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書及び日程第13 意見書案第12号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書の2件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第11号及び意見書案第12号の2件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第11号及び意見書案第12号の2件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第11号及び意見書案第12号の2件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第11号及び意見書案第12号の2件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

意見書案第11号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書及び意見書案第12号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書の2件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第11号及び意見書案第12号の2件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める要望意見書及び意見書案第12号 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する要望意見書の2件については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和3年第7回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 11時49分